

**人種差別撤廃条約と、ヘイトスピーチに対する損害賠償・差止め**

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所  
【裁判年月日】 平成 26 年 7 月 8 日  
【事 件 番 号】 平成 25 年（ネ）第 3235 号  
【事 件 名】 街頭宣伝差止め等請求控訴事件  
【裁 判 結 果】 棄却  
【参 照 法 令】 民法 709 条・710 条・719 条、人種差別撤廃条約 1 条  
【掲 載 誌】 判時 2232 号 34 頁

LEX/DB 文献番号 25504350

**事実の概要**

本件は、在日特権を許さない市民の会（在特会）ないし主権回復を目指す会（主権会）のメンバー Y らが、3 度にわたり、学校法人 X（原告・被控訴人）の運営する学校を標的とし、いわゆるヘイトスピーチを含む示威活動を行い、またその活動の様態を撮影した映像をインターネット上で公開したこと（以下「本件活動」という）に対し、X が不法行為に基づく損害賠償、並びに X の人格権に基づく同様の活動の差止めを求めた事案である。

**判決の要旨**

本判決は、原審引用部を含む大要下記の理由で、総額 1,300 万円弱の損害賠償（請求額 3,000 万円）と爾後の活動の差止めを認めた原審からの控訴を棄却した<sup>1)</sup>。

**1 人種差別撤廃条約の効力**

わが国が批准・公布した条約は、それを具体化する立法を必要とする場合でない限り、国法の一形式として法律に優位する国内的効力を有する。

人種差別撤廃条約は、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、公権力と個人との関係を規律するものであり、私人相互の關係に適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法 709 条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものである。

私人間において一定の集団に属する者の全体に

対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法 13 条、14 条 1 項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきである。

他方、個人に具体的な損害が生じていないにもかかわらず、人種差別行為がされたというだけで、裁判所が、当該行為を民法 709 条の不法行為に該当するものと解釈し、行為者に対し、一定の集団に属する者への賠償金の支払を命じるようなことは、不法行為に関する民法の解釈を逸脱しているといわざるを得ず、新たな立法なしに行うことはできない。わが国の裁判所は、単に人種差別行為がされたというだけでなく、これにより具体的な損害が発生している場合に初めて、民法 709 条に基づき、加害者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができるということとどまる。

**2 本件活動の不法行為該当性と人種差別該当性**

Y らの示威活動はいずれも、X の本件学校における教育業務を妨害する不法行為に該当し、映像公開を含めた本件活動は、X の学校法人としての社会的評価を著しく損なう不法行為である。

本件活動に伴う業務妨害と名誉毀損は、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人に対する差別的発言を織り交ぜてされたものであり、在日朝鮮人という民族的出身に基づく排除であって、在日朝鮮人の平等の立場での人権及び基本的自由の享有を妨げる目的を有して

おり、全体として人種差別撤廃条約1条1項所定の人種差別に該当する。

Yらは、人種差別撤廃条約の「人種差別」には国籍による区別は含まれず、外国人政策ないし移民政策に関する政治的意見である旨主張するが、Yらの発言は、その内容に照らして、専ら在日朝鮮人をわが国から排除し、日本人や他の外国人と平等の立場で人権及び基本的自由を享有することを妨害しようとするものであって、日本国籍の有無による区別ではなく、民族的出身に基づく区別又は排除であり、「人種差別」に該当する。

### 3 違法性阻却

名誉毀損的表現が免責されるのは、名誉毀損表現が事実摘示であろうが論評であろうが、専ら公益を図る目的で表現行為がされた場合だけであるが、公益を図る表現行為が実行使を伴う威圧的なものであることは通常はあり得ない。加えて本件活動は、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人が日本社会で日本人や他の外国人と平等の立場で生活することを妨害しようとする差別的発言を織り交ぜてされた人種差別に該当する行為であって、専ら公益を図る目的でされたものとは到底認めることはできない。

本件活動は、本件学校が無許可で本件公園を使用していたことが契機となったとはいえ、本件発言の内容は、本件公園の不法占拠を糾弾するだけでなく、在日朝鮮人を劣悪な存在であるとして嫌悪・蔑視し、日本社会で在日朝鮮人が日本人その他の外国人と共存することを否定するものであって、本件発言の主眼は、本件公園の不法占拠を糾弾することではなく、在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴え、わが国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの見解を声高に主張することにあったというべきであり、主として公益を図る目的であったということはできない。

自己の正当な利益を擁護するため、やむを得ず他人の名誉を損なう言動を行った場合は、それが方法及び内容において適当と認められる限度を超えない限り、違法性が阻却される（応酬的言論の法理）。本件学校関係者がYらに敵対的な態度や発言をしたことは否定できないが、Yらは、自らの違法行為によってそのような反発を招いたにすぎないから、上記法理によって免責される余地は

ない。

### 4 損害賠償の加重

わが国の不法行為に基づく損害賠償制度は、制裁や、将来における同様の行為の抑止を目的とするものではないが、人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付け、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮される。

Xが本件活動により被った無形損害を金銭評価するに当たっては、Xが受けた被害の内容・程度、Xの社会的地位、侵害行為である本件活動の内容・態様その他の諸般の事情を勘案しなければならない。Xは、Yらの行為によって民族教育事業の運営に重大な支障を来しただけでなく、Xは理不尽な憎悪表現にさらされ、その結果、業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受けており、今後もその被害が拡散、再生産される可能性がある。また、児童・園児には何らの落ち度がないにもかかわらず、その民族的出自の故だけで、侮蔑的、卑俗的な攻撃にさらされたものであって、人種差別という不条理な行為によって被った精神的被害の程度は多大であったと認められる。

### 5 差止めの可否

Xは、本件活動と同様の業務妨害や名誉毀損がさらに起こり得る具体的なおそれがある場合、法人の人格的利益に基づき、Yらに対し、さらなる権利侵害を差し控える不作為義務の履行請求権を取得する。

Yらは、原告の代表者、原告が雇用する教職員及び同校に通学する児童並びにその他原告の関係者への面談を強要する行為、並びに学校の北門門扉の中心地点を基点として、半径200メートルの範囲内における非難、誹謗中傷行為の限度で、Xに対する権利侵害を差し控える不作為義務を負う。

Xの差止請求は、Yらによる表現行為そのものではなく、本件学校の移転先の門扉を起点にした半径200メートルの範囲だけに場所を限定し、かつ、業務妨害あるいは名誉毀損となり得る表現行為のみを制限するにすぎない。北方ジャーナル判決は、この程度の不作為義務の給付をも違法とするような法理を述べるものではない。

## 判例の解説

### 一 人種差別撤廃条約の効力（国内／私人間）

一般に、わが国が締結した条約に関してはその国内的効力が肯定され、また、国内における効力関係については、法律には優位し、憲法には劣後するものと考えられている。そして、条約に自動執行力が認められる場合には、その効力は直接及び、そうでない場合には、国内法を媒介として間接的にその効力が及ぶものとされ、裁判所や行政機関が国内法を条約適合的に解釈することが求められる。人種差別撤廃条約（以下「本件条約」という）に関し、本判決（及び原判決）は後者の立場に立つ。

他方、条約の国内的効力とは別に、本件条約の私人間効力の問題<sup>2)</sup>が存在する。すなわち、条約は一般に締約国を名宛人とするものであり、国内法化をはじめ、条約遵守の義務は第一義的には国家が負うことになるが、本件条約はその2条1項(d)（以下「本件規定」という）において、私人間における人種差別が締約国の措置を通じて禁止・終了させられるべき旨を定めており、これが私人間関係を直接規律する趣旨なのかどうか問題となるのである。

この点、本件条約ないし国際人権規約（以下「本件条約等」という）に関する過去の裁判例では、(a) 当事者によって本件条約等が援用されるも、事案処理に際しては特に言及がなされていないもの<sup>3)</sup>、(b) 本件条約等の私人間への直接適用を否定するにとどまるもの<sup>4)</sup>、(c) 本件条約等の実体規定が不法行為の要件の解釈基準となるとするもの<sup>5)</sup>、(d) 本件条約等の直接適用を否定し、間接適用を明言するもの<sup>6)</sup>などがみられる。(c)に関して、条約が「解釈基準」としてどのような役割を担うのか不明確なところもあるが<sup>7)</sup>、本件条約等が私人間関係を直接規律すると明確に承認したものはなかった。

本判決は、本件規定が公権力を名宛人とし、その趣旨が私法条項の解釈適用を通じ、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきことを明言し、いわゆる間接適用の立場を採った。これは上記の過去の裁判例と調和的に捉えることができるものであるが、その補正点に着目すると、原判決との間に特徴的な対照を見取することができる。

すなわち、公権力を名宛人とする規範の私人間

効力を論ずる際、その実体的価値は常に私人間関係においても妥当するわけではない以上、私的自治の原則をはじめとする他の原理や原則による相対化というプロセスを経てその効力が及ぼされることになる。他方、原判決は、本件規定が国家を名宛人とするものであるとしつつも、裁判所が国内法を条約適合的に解釈する義務を前提に、私人間における人種差別の禁止・終了という本件規定の実体的価値を、他の原理・原則による相対化についての言及なく民法709条に注入している。また、本件活動について「不法行為に該当すると同時に、人種差別に該当する違法性を帯びている」と認定していることから、原判決の立場は、私人間効力論における間接適用の立場とは一定の乖離があるものと思われる。そして、その判断を否定（削除）した上で間接適用の立場を明示したところに本判決の意義が認められよう。

### 二 違法性阻却

一般に、名誉毀損の表現については、それが公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的でなされた場合には、摘示された事実の真実証明があるときは違法性が阻却され、その証明がない場合でも、その事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば故意・過失なきものとして、不法行為の成立が否定される<sup>8)</sup>。本件では、公益目的性のみが判断の対象とされ、結論的に否定されている。本件活動に関しては、この点の認定が最も容易であったであろうことに加え、公園の不法占拠に対する糾弾といった、その公共利害性を一概には否定しにくい内容も含まれていたこと等を考慮した上での判断であろう<sup>9)</sup>。

### 三 損害賠償額の加重

本判決は、Yらの行為の悪質性や理不尽さ、不条理さが多大な打撃、被害をもたらしており、在校生の苦痛緩和のためにXが払わなければならない努力の大きさから、原判決と同額の賠償額認定となった。原判決が、不法行為としての違法性と人種差別としての違法性という二元的な捉え方から高額な損害賠償を帰結したことに比べると、本件条約の意義の独自性はやや後退しているものの、人種差別行為に対する効果的な救済が図られるべきとの認識は共有されているものといえる。

#### 四 差止め

本件では、「本件活動と同様の業務妨害や名誉毀損がさらに起こり得る具体的なおそれがある」ことを要件として、本件同様の活動の差止めが認められた。いわゆる北方ジャーナル事件<sup>10)</sup>は、裁判所による事前の差止めに対して厳格かつ明確な要件の充足を求めているが、本判決は、差止めの対象が爾後の活動であることに加え、差止範囲の地理的限定と、「業務妨害あるいは名誉毀損となり得る表現行為」という内容的限定から、同事件の枠組みの適用を排した。

北方ジャーナル事件は、厳格かつ明確な要件の実質的論拠として、事前抑制が、表現物が公衆に到達する途を閉ざすなどして公の批判の機会を減少させ、また広汎にわたりやすく濫用のおそれがあることを挙げていた。確かに、本件に関してそのような論拠が必ずしも妥当する場面であるとはいえないであろう。他方で、同事件は、内容が公共の利害に関する事項である場合には原則として事前差止めは許されないが、例外的に許容される厳格かつ明確な要件の一部として、その「内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものではないことが明白」である場合を挙げている。これは、名誉毀損としての違法性が阻却される可能性が皆無であることが明白な場合に限って差止めを認めようとしたものだとして理解することができる。だとすると、本件については、本件活動の人種差別該当性を含む違法性（が阻却されないことの明白性）を前提にした判断であることをふまえると、同事件の趣旨から大きく逸脱するものではないと捉えることができよう。

#### 五 結語

わが国は、本件条約4条(a)(b)に留保を付しており、具体的権利侵害を伴わない、集団に向けられた人種差別等について、なにがしかの手を打つべき義務を負うものではないが、学説上は、現行法の枠組みを超えたヘイトスピーチ規制について消極的スタンスを取りつつも、過激なものについてはその可能性を認めるものが多い<sup>11)</sup>。本判決もその可能性を排除するものではない。

ヘイトスピーチに対しては、表現それ自体の問題性もさることながら、いわゆる構造的差別の解消に向けた取組みを抜きに問題の解決を図ることはできず、教育・啓発を含めた重層的対応が望ま

れる中<sup>12)</sup>、平成28年に入り、大阪市がヘイトスピーチを規制する条例を制定。申立てに基づき、市長が審査会の答申を経てヘイトスピーチと認定すると、団体や個人の名称が公表されることとされた。同年5月には、相談体制の整備や教育、啓発の充実を推進する法律も成立し、これをふまえたヘイトデモ禁止の仮処分決定も下されている<sup>13)</sup>。緒に就いたばかりのヘイトスピーチ対策だが、法律では罰則が設けられず（大阪市条例も同様）、実効性が疑問視される反面、表現の自由に対する配慮規定を欠き（大阪市条例では11条に規定）、懸念も残されている。

#### ●——注

- 1) 本判決は、最決平26・12・9判例集未登載（LEX/DB 文献番号25505638）により、上告棄却／不受理となった。
- 2) 本問題点をめぐって用いられる「直接（適用）」ないし「間接（適用）」といった表現は、本件条約の名宛人は誰かという観点からの分類であり、条約の国内的効力におけるそれとは異なる。
- 3) スナック入店拒否に関する東京地判平16・9・16判例集未登載（LEX/DB 文献番号28100935）など。
- 4) マンション入居拒否に関する大阪地判平5・6・18判時1468号122頁、ゴルフクラブ入会拒否に関する東京高判平14・1・23判時1773号34頁など。
- 5) 宝石店への入店拒否に関する静岡地浜松支判平11・10・12判時1718号92頁など。
- 6) 公衆浴場への入浴拒否に関する札幌地判平14・11・11判時1806号84頁など。
- 7) たとえば、奈須祐治「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）14号（2014年）15頁は前掲注5）静岡地浜松支判を間接適用の例と捉えるが、高田映「人種差別撤廃条約の私人間適用」ジュリ1179号（2000年）290頁は、直接適用なのか間接適用なのか「不明なところを残している」とする。
- 8) 最判昭41・6・23民集20巻5号1118頁。
- 9) 上村都「判批」平成25年度重判解（2014年）26頁は、端的に「本件表現の公共性があることを前提としているのであろう」と捉える。
- 10) 最大判昭61・6・11民集40巻4号872頁。
- 11) 奈須祐治「わが国におけるヘイトスピーチの法規制の可能性——近年の排外主義運動の台頭を踏まえて」法セ707号（2013年）25頁参照。
- 12) 曾我部真裕「ヘイトスピーチと表現の自由」論究ジュリ14号（2015年）152頁、155頁参照。
- 13) 横浜地川崎支決平28・6・2判例集未登載（LEX/DB 文献番号25543108）。